

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課泉健康福祉地域事務所
評 価 対 象 期 間 (最終年度入れない)	平成30年4月1日 ~ 平成30年5月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市憩いの家	
	所 在 地	八代市泉町下岳2974番地	
	設置目的	老人の健康の増進と老人相互の親睦を図り、もって老人の福祉向上に資するため。	
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会	
	所 在 地	八代市本町1丁目9番14号	
指定管理業務の内容	憩いの家の利用の許可に関する業務 憩いの家の維持管理に関する業務		
指 定 期 間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日		1年

II 利用状況

	平成30年4~5月分	平成30年4~5月分	増減 ※評価対象最終年度と 制度導入初年度との比較
開 館 日 数	49	49	0
施設利用者数	727	727	0
施設稼働率	80.33	80.33	0
事業参加者数	727	727	0

III 収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	増 減	備 考
収 入	64			
指定管理料	64			
利用料金	0			
その他 ()	0			
支 出	64			
人件費	0			
事務費	1			
事業費	35			
管理費	28			
その他 ()	0			
収 支	0			

会計年度途中のため、決算及び増減の算出は不可。

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		29
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	4	20
①開館時間・休館日の運用			
②利用状況			
③広報計画			
④勤務者の教育・研修			
⑤その他の取組み			
(2) 利用者満足度	15	3	9
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]	住民の親睦を図る集いの場として各種集会、行事等の会場を多く提供している。高齢者の心身の健康維持・向上させるためにいきいきサロンを通年開催し、多くの利用者がある。		
2 管理経費縮減に関する取組み	15		9
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	3	6
①経費節減の取組み			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	3	3
①収支			
[評価の理由]	職員ひとりひとりが意識してこまめにスイッチ操作を行ってる。また、職員が利用者が使用後の切り忘れ確認やクーラーの温度設定を過度にしない等の利用者への声かけなど節電にも努めている。		
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	30		24
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	4	8
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設整備、備品管理（点検や修繕等）			
④清掃業務			
⑤入浴施設の衛生管理			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	20	4	16
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③情報公開			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			
[評価の理由]	職員の資質向上のため、守秘義務等の倫理意識等の研修を開催、また、職員間の情報の共有、サービスの標準化にも努めている。設備保守点検は市内業者に委託して定期的に行われている。緊急事態の対応できるよう、蘇生法等研修会を開催し体制を整えている。		

4	その他の取組み	15		12
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域との連携	10	4	8
	②他の施設との連携			
	③地域交流事業の実施			
	(2) 地域雇用への配慮			
	①市民採用・再雇用	5	4	4
	②地元業者委託			
	[評価の理由]			
	様々な地域の行事、集会等に場所を提供している。雇用については、ほとんどが市内在住の方を採用。設備保守点検は市内業者に委託し定期的に行われている。			
	合 計	100		74

【総合評価結果】

合計得点	74	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル (乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。